

学位論文審査報告書

氏 名：中本 由美

学位の種類：博士（文学）

論文 題目：平安初期における南都仏教の展開

I. 前言

中本由美氏が提出した学位請求論文「平安初期における南都仏教の展開」について、審査の結果を報告する。論文は平安初期の南都仏教を研究対象とし、「宗」に分析視角を置いて、古代から中世移行期における南都仏教の実態解明を研究課題とするものである。本論では、先ず、近代に始まる南都仏教研究の研究史をたどり直し、9世紀を「密教による全宗教統合の時期」と捉えるのが主流となっている現在の研究状況を踏まえ、平安初期の仏教史・日本史研究では今なお南都仏教が最澄（天台宗）・空海（真言宗）への対応として行われている研究史に見られる問題点を指摘して、南都仏教の独自の取り組みや動向も視野におさめた形で研究されるべきとの立場から、「宗」に分析視角を置いた本論文の課題設定を行った。この課題設定に従って、本論は、奈良時代における「宗」形成の問題から検討を始め、成立を見た南都六宗の宗意識を天台宗成立との関わりで論じることで、南都仏教の形成とその特質について考察した。そして平安初期における南都仏教の独自の取り組みや動向を明らかにするために、本論では南都の仏教界と関係が深い薬師寺最勝会・諸国文殊会・貞観五年御霊会などの集団的仏教儀礼（法会）を取り上げ、検討を加えた。こうした平安初期における南都仏教の実態解明を通して、本論文では古代から中世移行期にかけての新たな仏教史像を構築しようと試みている。

なお本論文の構成は、A4版縦書きで、1頁が1000文字（1行50字、20行）、本文は200頁余りで、約152000文字からなる。

II. 目次

序章

- 一 本論文の対象
- 二 研究史と問題点
- 三 本論文の分析視角と課題

第一章 日本近代における南都仏教史研究

はじめに一近代歴史学の成立と仏教史研究のはじまり一

- 一 明治期
 - (一) 宗派独立運動と文化財保護
 - (二) 明治期の南都仏教史研究
- 二 大正期
 - (一) 大正デモクラシーと国家主義の傾向
 - (二) 大正期の南都仏教史研究
- 三 昭和戦前・戦中期
 - (一) 国家主義の猛威と「日本固有」

(二) 昭和戦前・戦中期の南都仏教史研究

むすびにかえて—南都仏教史研究の今後—

第二章 日本古代における「宗」の形成

はじめに

- 一 養老二年布告の分析
- 二 養老二年の僧綱
- 三 養老二年布告の背景
- 四 「宗」の機能

おわりに

第三章 平安初期における南都六宗の宗意識—年分度者制の推移を手がかりに—

はじめに

- 一 三論・法相宗間の対立
- 二 宗年分度者制の成立
- 三 大乘戒壇設立論争

おわりに

第四章 九世紀の文殊信仰と南都仏教の地方的展開

はじめに

- 一 諸国文殊会の成立とその背景
- 二 文殊信仰と大安寺
- 三 行基信仰と文殊信仰

おわりに

第五章 薬師寺最勝会の成立に関する一考察

はじめに

- 一 薬師寺最勝会の創始
- 二 成立の背景

おわりに

第六章 貞観五年御霊会の成立とその意義

はじめに

- 一 平安前期の政治と社会
- 二 御霊と法相宗
- 三 平安前期の法相宗

むすびにかえて

結章

III. 論文の要旨

【序章】

本章では、本論文が、新たな平安初期仏教史像の構築のために、その基礎的研究として、南都仏教を研究対象に選び、平安初期の仏教史を論じる理由を明らかにしている。近代以降の平安初期の仏教史研究は、様々な論点を含みつつも、最澄（天台宗）と空海（真言宗）を軸に展開し、南都仏教は

それへの対応という形で研究され、やがて包摂されるように密教化の道をたどるというシェーマ（図式）でもって論述されてきたと研究状況を把握する。研究状況に見られるこうしたシェーマは、現在の仏教史研究の主流である「顕密体制論」にも継承されており、そこでは中世顕密仏教の前提として、9世紀を最澄・空海によってもたらされた「密教による全宗教統合の時期」と把握していることを確認する。そして一步踏み込んで、この把握の前提にあるのは、天台宗・真言宗は「新仏教」、南都六宗は「旧仏教」という構図であると指摘する。こうした新しい宗派の成立を日本仏教史上における画期と位置づけるのは、かつて中世仏教を論じる際に用いられた「鎌倉新仏教」論と同様の論理が援用されているとして、これまでの平安初期の仏教史研究とその問題点を総括する。

この総括を踏まえ、本章では、次に、平安期の仏教史に見られる特徴が、律令国家（以下、国家）によって仏教が「宗」に基づいて把握されていることにあり、仏教界全体を「宗」によって区分するいわゆる八宗体制（南都六宗・天台宗・真言宗）が形成されたことに着目する。そして国家によって認定された「宗」の始源は奈良時代にあり、現在もなお日本の仏教に見られる宗派意識の強さを考慮するとき、平安初期における南都仏教の実態は、「宗」のもつ意味内容の分析・検討を通して把握できるとの観点から、本論文全体の分析視角を「宗」に置くことの意味を明らかにしている。

以下、日本近代における南都仏教史研究の足跡をたどることから着手し、古代における「宗」の起源、南都六宗と宗派意識、諸国文殊会に見られる南都仏教の地方的展開、薬師寺最勝会の成立事情にある南都諸寺相互の競合関係、国家によって举行された平安京での貞観五年御霊会と南都法相宗との関係を論じることを通して、本論文では平安初期における南都仏教の実態解明を試みることを述べ、序論を結んでいる。なお、本論文のいう「南都仏教」とは、南都の諸寺、及びその周辺において南都六宗を中心に展開した仏教のことであるとの概念規定も試みている。

【第一章 日本近代における南都仏教史研究】

本章では、戦前を中心に、これまでの研究において南都仏教がどのように把握され、論じられてきたのかを、仏教史研究を中心に、時間軸に沿って整理している。日本における近代仏教史研究は、村上専精・鷺尾順敬・境野黄洋らによって明治27年（1894）に創刊された雑誌『仏教史林』にはじまる。村上・鷺尾・境野がそれぞれ浄土真宗の僧籍をもっていたように、当初の研究の中心は、仏教系知識人（中心は浄土真宗の僧侶・在家信者）であった。こうして始められた仏教史研究の中で、南都仏教研究はどのように展開し、そこでは南都仏教がどのように叙述されたのか、時代状況と学問潮流に留意しながら、明治から昭和戦中期までの南都仏教史研究を確認し、その問題点を指摘する。

近代における仏教史研究の成立以降、南都仏教史研究の多くは、いわゆる「鎌倉新仏教」論と「国家仏教」論に大きく規定されていたことを確認する。鎌倉「新仏教」を日本における仏教の到達点と見る鎌倉新仏教中心史観（鎌倉新仏教論）は、早くも明治20年代に登場し、直ちに日本仏教史の叙述の中に採用され、大正・昭和期にかけて定着していく。この頃から既に南都仏教には「旧仏教」という概念が付せられ、基本的にはこの見解が戦後も継承される。この見解はやがて、南都仏教は隆盛（奈良時代）から衰退（平安時代）へ、そして復興（鎌倉時代）へと展開するという南都仏教史像を構築することになったと指摘する。

さらに、大正期に登場した「国家仏教」なる歴史用語もまた、旧仏教としての南都仏教観を固定化させた。聖武天皇の時代を古代の頂点とし、その準備と崩壊の段階を配して説明する「国史」概説の中で形成されたこの歴史用語は、南都仏教の最盛期は聖武朝という理解を生み、その結果、南都仏教は奈良時代の中でしか主に論じられなくなってしまったことに言及する。こうして平安時代以降は平

安・鎌倉の「新」仏教のみが研究すべき対象とされ、平安初期の仏教史研究は最澄（天台宗）と空海（真言宗）を軸に展開し、南都仏教はそれへの対応という形でなされ、やがて密教化の道をたどるといふシエーマでもって論述されてきたと研究史を振り返る。そして研究状況に見られるこうしたシエーマは、現在の仏教史研究の主流である「顕密体制論」にも継承されたことを指摘し、南都仏教の研究史を結んでいる。このシエーマの指摘以外に、本章では南都仏教研究に関する多岐にわたる問題点にも触れているが、研究史の整理を通して、要は、平安初期の仏教史研究が、南都六宗の形成とその特質の再検討を行った上で、南都仏教の独自の取り組みや動向も視野に入れて試みられるべきとの本論文の課題設定への筋道を立てたことにある。

【第二章 日本古代における「宗」の形成】

本章では国家の政策として「宗」が形成されたことに注目し、南都六宗が成立してくる事情を検討している。日本の文献における「宗」の初見は、養老2年（718）に太政官が僧綱に対して下した五箇条の布告（以下、養老二年布告）である。本章では、この養老二年布告の分析を通じ、日本古代における「宗」がどのような意図のもと形成され、それがいかなる役割を果たしたのかを再検討することから論を起している。

日本古代における「宗」は、養老二年布告を端緒とする国家の仏教政策の中で計画的に生まれた。それ以前から元興寺・大安寺・法隆寺などには隋仏教以来の影響で自発的に形成された学問集団「衆」が存在しており、国家による計画的な再編の結果、「宗」が誕生する。こうした教学再編の背景には、養老期前後の「僧尼令的秩序」の動揺があり、特に行基のような僧尼令に違犯する僧尼の活動に対して、教学的な対応に迫られたことから、養老二年布告が出され、「五宗」の形成と「宗師」の選出、「高德」僧侶の顕彰という仏教政策が計画的にとられた。つまり、日本古代における「宗」とは、国家による僧尼統制の中で生まれたのであり、国家によって上から設置・公認されたことにその特質があり、それは「宗」が国家（天皇）の認めた教学に他ならないことを示している。このように見ると「宗」とは、国家の宗教的権威を維持するための装置として機能したと指摘する。

養老年間に見られた「五宗」は、天平勝宝年間（749-757）には特定の宗があてられて南都六宗（三論、成実、法相、俱舎、華嚴、律）が成立する。南都六宗の成立は、聖武天皇によって出された「華嚴経為本の詔」を契機とするもので、僧尼令的秩序維持を目的とする政策でとられた「五宗」とは成立の背景に相違があるとみる。この見解は、養老二年布告「五宗（三論、成実、法相、俱舎、律）」に特定の宗を割り振る通説と異なり、自発的に形成された撰論衆・別三論衆・修多羅衆などの「衆」があることから、「五宗」には特定の宗が割り振られなかったとするもので、従来の「宗」研究の見解に一石を投じている。

【第三章 平安初期における南都六宗の宗意識一年分度者制の推移を手がかりに一】

南都六宗は、今日でいうところの「学派」であるから、「宗派意識」は存在しなかったとの見解がある。果たして、仏教を研鑽する「学派」であり学団である南都六宗には、現在の日本の仏教に見られる強固な「宗派意識」に繋がる「宗意識」は存在しなかったのか、と問題を提起する。本章では、延暦年間（782-806）における年分度者制の変遷を分析対象に、奈良時代に国家の政策として形成された南都六宗が、新たに成立をみた最澄の天台宗との対決を通して、いかなる宗意識を発揮したのかを検討し、その上で平安初期仏教界の構図を究明しようと試みている。

延暦年間、三論宗と法相宗との間で年分度者や宮中御齋会・興福寺維摩会の講師卒などをめぐる対

立がおこり、三論宗の衰微と法相宗の隆盛という事態を招いていた。その前提となるのが教学研究の進展であり、その過程で生じる相互の教学批判を通じ、三論宗と法相宗の対立は自宗の教義を深化させたことにとどまらず、宮中御齋会・興福寺維摩会の講師や僧綱人事などにおける利害の対立となって現出したと捉える。こうした両宗の対立を緩和する措置として、仏教興隆を願う国家は、再三にわたって年分度者制（毎年一定数許可される得度者制度で、奈良時代は毎年10名）の改定を実施すると同時に、南都六宗の「競学」という諸宗に対する基本姿勢を明示した。そして、延暦25年（806）、新年分度者制、いわゆる宗年分度者制によって各宗平等の得度枠が設定され、修得すべき基本テキストが定められると仏教界は宗単位で把握されるようになり、それが宗への帰属意識と正統教学の確立を促す契機となった。その過程で他宗との違いが一層明確となり、やがて他宗よりも優位な立場にあることを求める排他的な宗意識の形成につながっていく。それが存分に発揮されたのは、大乘戒壇の設立を通じ、諸宗平等の枠組みから離脱することを宣言した最澄（天台宗）に対してであった。宗年分度者制の成立によって南都諸宗相互に発揮される可能性のあった排他的な宗意識は、「競学」からひとり抜け出そうとする、最澄という離反者が出現したことにより、天台宗対南都諸宗という平安初期仏教界の新たな構図を形づくったのであると指摘する。

【第四章 九世紀の文殊信仰と南都仏教の地方的展開】

本章では、天長5年（828）国家が諸国で文殊会を修することを命じた太政官符を分析の手がかりとして、大安寺の勤操や元興寺の泰善らによって創出された文殊会について検討している。『文殊師利般涅槃経』（西晋・聶道真）の所説に基づいて勤修される文殊会は、「貧窮孤独苦惱」の衆生を文殊の化身に見立てた文殊供養の一形態とされ、貧民救済的な観点からこれを捉えようとする研究がこれまでから積み重ねられてきた。しかしながら、こうした視角からの研究では、諸国文殊会がなぜこの時期に成立するのかを十分に明らかにしていないと問題を提起する。そこで本章では、文殊会が勤操・泰善ら南都仏教に所属する僧侶によって始められた点に着目し、新たに開宗をみた天台宗の動向、同時期におこる行基を文殊の化身と見る信仰を視野に入れながら、諸国文殊会が創始された意味と特質および文殊信仰の隆盛について再検討を加えている。

勤操が止住した大安寺は、道慈以降、『華嚴経』との関わりが密接で、特に天平8年（736）に唐から来朝した道璿と法蔵教学の将来がその決定的な要因となった。その際、『華嚴経』に由来する法蔵の文殊信仰もまた道璿によって大安寺にもたらされ、『梵網経』に基づく福田思想との結合によって文殊信仰の性格が規定された。この文殊信仰は大安寺という空間を通じて勤操に伝承され、文殊会という形に昇華された。この大安寺を中心とした南都の法蔵系文殊信仰は、承和14年（847）に唐から帰朝した円仁によって将来された、古代インドの理想的国王である転輪聖王と文殊菩薩を結びつける不空系文殊信仰（五台山文殊信仰）を受容した天台宗とは一線を画すと指摘する。この法蔵系文殊信仰は、救済という共通項を通じ、当時巷間で隆盛していた行基を文殊の化身と見る信仰と結びつくことによって、9世紀に入り活発化する在地の郡司層などが主催する社会救済事業に南都仏教系の官大寺僧が関係を深め、地方的展開を図っていくことになるとしている。そして僧綱のもとに結集する南都の官大寺僧に文殊信仰や諸国文殊会を介して地方的進出を志向させた現実的な背景には、国家や在地の国司・郡司層によっても社会救済事業が励行される中で、地方での社会救済事業に積極的な関与をみせる最澄以来の天台宗の動向があったことを強調して、論を結んでいる。

【第五章 薬師寺最勝会の成立に関する一考察】

平安初期に成立した南都の集团的仏教儀礼のひとつである薬師寺の最勝会について、本章では検討している。『金光明最勝王経』を講説する薬師寺最勝会は、天長7年(830)に創設された論議を伴う法会である。薬師寺最勝会は宮中御齋会・興福寺維摩会と並び、後に三会と称せられ、国家によって特に重視された法会である。三会の講師を勤め終えた者が已講と称せられ、僧綱補任の登竜門となったことはよく知られている。本章では、創始者直世王と薬師寺の関係に注目しつつ、薬師寺最勝会の成立事情を追究している。

薬師寺は、天武天皇が皇后(後の持統天皇)のために建立を発願し、その事業は持統・文武天皇に引き継がれるなど、天武天皇に所縁の深い寺院である。薬師寺最勝会設置の奏上を行った直世王は、天武系の五世孫であり、当時は薬師寺の檀越という立場にあった。以降は、少なくとも10世紀初め頃まで、諸王の氏族集団である「王氏」によって薬師寺最勝会が運営された。この最勝会は、国家が特に重視した『最勝王経』を、問答により学僧の教学理解の浅深を課試する方法である堅義(論議)を行い、諸国講読師補任のための階業とした点に特質がある。仲継などの寺内僧からの要請もあり、論議を伴う法会の設置を求めた直世王は、天武系から天智系への皇統の移行、新宗である天台宗の台頭、興福寺の寺勢拡大を見据え、護国の担い手として薬師寺の存在を印象づけるとともに、僧侶の階業という付加価値を設けることで薬師寺を権威づけ、その地位の向上をはかったと考えられる。薬師寺最勝会勅許のわずか2年後には、大安寺においても『法華経』を講じる法会が設置された。大安寺法華会の創設は、興福寺や薬師寺を見据えた要求であり、平安初期の仏教界は、天台宗と真言宗・南都諸宗という「宗」の拮抗を抱える一方で、南都諸寺相互の競合関係も抱えていたことを示唆するものであるとしている。

【第六章 貞観五年御霊会の成立とその意義】

御霊会とは、災異、特に疫病流行の原因を政治的敗者の怨霊の祟りとし、その霊を慰撫することによって疫病の収束を願う儀礼である。貞観5年(863)の御霊会(以下、貞観五年御霊会)は、国家によって主催された唯一の御霊会であり、平安京神泉苑で挙行され、崇道天皇(早良親王)をはじめとする六人の御霊(怨霊)が特定されていることも他の御霊会とは決定的に異なる。本章では、講師として招請された薬師寺法相宗の慧達(えいた)に注目し、南都仏教とのかかわりで貞観五年御霊会の成立事情を検討している。

慧達に関わりある僧侶の所伝などを分析した結果、貞観五年御霊会以前に、善珠、勝虞、仲継ら法相宗の僧侶が御霊の追悼に関与していたことが判明した。具体的には、善珠と早良親王という個人的な関係を起点とし、御霊への対応が法相宗の内部で継承されていたことをうかがわせる。また、法相宗が御霊と関わる事ができた前提として、「自然智宗」の形成に見られるように、密教的な性質を内包していたことも指摘できる。これらの考察を踏まえて、貞観五年御霊会の成立を考えると、南都仏教の、特に法相宗の意向が強く働いていたとする。当時、政権の中枢にあった藤原良房と円仁(天台宗)や真雅(真言宗)との接近は、最澄以来激しく対立してきた南都仏教界、わけでもその急先鋒であった法相宗にとり、憂慮すべき事態であった。貞観五年御霊会の開催は、貴族による密教に対する期待の高まりという状況にあって、いかに法相宗の存在価値を示すことができるかを模索した結果の一つであったと指摘する。御霊とされた人物や貞観五年御霊会への法相宗僧侶の積極的な関わりは、宗年(しゅうねん)制度を契機とし、天台宗との激しい対立や真言密教の南都への浸透などが進展する中、国家によって計画的に形づくられ、「上からの統制の所産」であった南都六宗において育まれた「自発性の発揮」と見て、興福寺維摩会をはじめとする諸国文殊会や薬師寺最勝会など、一連の南都における法

会の整備は、その所産であったと論を結んでいる。

【結章】

各章の分析・検討を通して明らかになったことは、平安初期は、南都僧の関与する諸法会の整備が積極的に行われており、密教化という観点のみでは当該期の仏教史を把握できないということである。貴族を中心に密教への期待が高まったとはいえ、諸宗「競学」の国家からすれば、南都六宗はもとより、天台宗も真言宗も一貫して同列であった。したがって平安初期の仏教について、南都六宗を「旧仏教」、天台宗・真言宗を「新仏教」なる概念で区別することが適切ではないことは、もはや明らかであると指摘する。天台宗・真言宗を軸に、南都の密教化をもって平安期の仏教史像を描くだけでは、その全体像は決して解明できないのである。

天台宗、真言宗、南都六宗それぞれが競合して展開していった平安初期の仏教史は、まさに諸宗「競学」という国家の基本方針の具現化であったといえる。そして「宗」は、国家の認めた教学に他ならず、国家が主導して形成された南都六宗も、勅許を得て新たに成立する天台宗・真言宗もこの意味で「国家仏教」の構成要素としては同質であった。国家のために役立つことを求められ、それに応え続けるような仏教、すなわち「国家の仏教理解を受け入れた仏教」（論者はこれを「国家仏教」と定義する）であり続ける限り、各宗の間や南都諸寺院の間にも対立はあったが、ともに国家によって保護される存在であったと結論づけている。

IV. 審査委員会の評価

以上、要約したところにしたがって本論文が到達した研究成果を、箇条書きにすれば次の如くである。

1) 日清戦争（1894-95）の頃に始まる近代の仏教史研究において、これまで南都仏教に関する本格的な研究史の整理は行われてこなかった。その理由は、歴史学研究では通例、時間軸に沿って、初期の仏教、奈良仏教、平安仏教と把握されてきた歴史があり、南都仏教という呼称は、「南都（平城京をさし、北都平安京に対する）とその周辺に展開した造寺・造仏・写経・講究・社会事業などを意味する。特に奈良・鎌倉時代における活発な動きが注目される。」とされ（『国史大辞典』、「奈良仏教」の項目）、奈良・鎌倉時代に見られる奈良に展開した特色ある仏教を指す歴史用語として使用されてきた経緯があるからである。こうした研究状況において、本論文が奈良時代に活発であった南都仏教が平安初期において独自の取り組みや動向を見せている事実に着目し、近代以降における南都仏教研究の足跡を時代状況の推移と関連づけてたどり直し、研究史上の問題点を考察したことの意義は大きい。本論文が行った南都仏教に関する研究史の整理は、仏教史研究が中心で、しかも主として取り上げられたのが戦前までであること、仏教学の研究にまで十分に視野が及んでいないことなど、改めて検討すべき今後の課題もある。しかし歴史研究においても今なおよく使われる「南都仏教」は、平安時代の「北嶺仏教」と並んで、歴史用語として使用する場合は概念規定が不明確で、今後検討の余地があり、本論文は南都仏教を本格的に整理した研究史の嚆矢として評価できる。

2) 本論文が、日本における「宗」の成立を、「宗」は養老二年布告を端緒とする国家の仏教政策の中で設計的に生まれたと把握し、それ以前から発生的に存在した仏教教学

の学問集団「衆」との関係において論じている点は、通説とさほど変わらない。しかし、養老二年布告の「五宗」には具体的な宗（三論・成実・法相・俱舎・律）の割り振りはなかったとする点は、通説と異なり、独自の見解である。この見解は、国家によって設計的に五宗が定められたのであれば、具体的に五宗の割り振りもあったとする通説には説得力があるように見える。しかし本論では言及されていないが、僧尼令に見られる国家の仏教界への姿勢を想起すると、統制ばかりではなく国家の統治のもとで仏教界の裁量も一定程度認めており、例えば仏教界の指導者である僧綱の選出は僧尼による推挙であることや一部刑罰における量刑が寺院の裁量に委ねられるなど、養老二年布告段階で国家は、発生的にあった「衆」相互の「五宗」に向けての調整的期間を設けたとも考えられるからである。したがって養老二年布告の「五宗」には具体的な宗の割り振りはなく、聖武天皇によって出された「華嚴経為本の詔」を契機として南都六宗の成立があり、各宗の具体的な割り振りも実現したと捉える本論文は、論証の補強が望まれるが、日本における「宗」成立の研究において独自であり、一石を投ずるものであると言える。

3) 平安初期に成立した諸国文殊会について、その前提となった大安寺の勤操や元興寺の泰善らによって創出された文殊会の検討を通し、日本における文殊信仰の始源を実態的に解明しようと試みたことが注目される。既に明らかになっていること、すなわち勤操が止住した大安寺を中心とした南都の法蔵系文殊信仰は、承和14年(847)に唐から帰朝した円仁によって将来された、古代インドの理想的国王である転輪聖王と文殊菩薩を結びつける不空系文殊信仰(五台山文殊信仰)を受容した天台宗とは一線を画したものであることを再確認し、法蔵系文殊信仰が南都仏教の独自の取り組みのひとつであることを強調する。その上で、本論ではこの法蔵系文殊信仰は、救済という共通項を通じ、当時巷間で隆盛であった行基を文殊の化身と見る信仰と結びつくことによって、在地の郡司層などが主催する社会救済事業に南都仏教系の官大寺僧が文殊会を介して関係を深めたことを明らかにし、南都仏教の地方的展開を教学面から分析している。本論は近年研究が活性化している南都官大寺僧と在地社会の研究に寄与するものと判断される。

4) 薬師寺の最勝会は、国家が特に重視した『最勝王経』について、問答により学僧の教学理解の浅深を課試する方法である堅義(論議)を行い、諸国講読師補任のための階業とした点に特質がある。仲継などの寺内僧からの要請もあり、論議を伴う法会の設置を求めた檀越の直世王が、天武系から天智系への皇統の移行、藤原北家良房政権との関係を深めつつある天台宗と興福寺の寺勢拡大を見据え、護国仏教の担い手として薬師寺の存在をアピールするとともに、僧侶の階業という付加価値を設けることで、薬師寺を権威づけ、その地位の向上をはかったことを、本論文では明らかにしている。そしてその2年後に勅許された大安寺法華会を通して、平安初期における南都諸寺相互の競合関係にも論及している。平安初期に成立した南都の集团的仏教儀礼のひとつである薬師寺の最勝会は、これまで研究蓄積が少ないテーマであり、本論が南都仏教の独自の取り組みの研究として、平安初期仏教史の実態を明らかにしたものと評価できる。

5) 国家によって主催された唯一の御霊会である貞観五年御霊会を、講師として招請された薬師寺法相宗の慧達を手がかりに検討した本論は、特定される六人の御霊追悼に、善珠・勝貞・仲継ら法相宗の僧侶が連綿として関与していたことを明らかにした。そして貞観五年御霊会の開催は、藤原良房政権と円仁(天台宗)との密接な関係、密教に対

する期待の高まりという状況にあって、いかに法相宗の存在価値を示すことができるかを模索した結果であり、国家によって設計された「上からの統制の所産」であった南都六宗において育まれた「自発性の発揮」、換言すれば独自の取り組みであることを論証したと評価できるであろう。

但し、以上のような幾つかの研究成果を達成したとはいえ、本研究において残された課題も、また、多いといわなくてはならない。幾つかの課題を、以下に列挙しておくこととする。

1) 本論では、養老二年布告を分析して、「宗」形成の背景を、「僧尼令的秩序」の動揺があり、特に行基のような僧尼令に違反する僧尼の活動が国家に正統教学の形成を意識させたとするが、僧尼令的秩序が守られている時代はどのように確認できるのかが説明されておらず、「宗」を国家が上から設計的に創出しようとした説得力ある説明が欲しい。国家は律令法を根拠に秩序を形成することで統治を実現するが、僧尼令的秩序の形成のために、大宝僧尼令を制定した藤原不比等に即して、如何にして僧尼を秩序に従わせたかの史料分析、検討が望まれる。

2) 延暦年間（782-806）における三論宗と法相宗との対立を分析する際、本論ではこの時期を律令制の瓦解に伴う各宗中心寺院の衰退と認識しているが、平安初期は果たして律令制の瓦解の段階か否か、再検討が必要である。例えば、奈良時代を通して班田制の変化は見られるが、その後も条里制遺構は確認できるように、中国からもたらされた法律や制度などが日本的なものに変容していく過程と見ることができ、南都の大寺院の衰退と必ずしもリンクするものではないが、各宗中心寺院が経済基盤を国家から他に変更していく移行期と認識できるので、再考が必要であろう。

3) 諸国文殊会の前提となった奈良時代の文殊信仰について、本論では思想的背景を中国華嚴宗の大成者法蔵に求めているが、その華嚴教学について踏み込んだ検討が不足している。先ず、法蔵の『華嚴経』理解や法界縁起説などと南都の文殊信仰との関連づけを論証する必要がある。また新たな華嚴教学の展開を示した澄観が説く最重要観法に、毘盧遮那・普賢・文殊の一仏二菩薩の円融を説く三聖円融観があり、この観法と南都の文殊信仰の関係を追尋することも重要である。併せて文殊信仰が奈良時代に日本に入ってきたとするならば、なぜ広がらなかったのかを考えることも必要であろう。

4) 本論文では、仏教史研究を中心に南都仏教の研究史を整理し、「南都仏教内部から南都仏教史像の提示がほとんどなされていない」と指摘し、その原因を「仏教の本質という視点が希薄である」からと見ている。それに比べて、近代以降の仏教史研究を牽引した「仏教の本質や教団のあり方を問うような研究」によって南都仏教史像が提示されたことを論者は明らかにし、その方法的あり方や問題意識を重視している。それ故に本論文には、平安初期という限られた時代ではあったが、南都仏教の実態解明を課題として明らかになった諸事実を、換言すれば、時代の動向に天台・真言両宗は勿論のこと、南都仏教も自発的で独自の取り組みをした結果、国家に八宗体制として統合されていた事実を、「仏教の本質」においてどのように位置づけるのか、検討する課題が残されている。それはまた、「仏教の本質や教団のあり方を問うような研究」をどのように継承し、論理化するかという仏教史研究を志す論者の今後の課題にも繋がっている。

なお、これらの諸問題は、論者にとって今後の課題となるべきものを指摘したままであって、本論文が達成した成果を、損なうものでないことを明記しておく。

以上、審査の結果、本審査委員会は、中本由美氏が龍谷大学学位規程第3条第3項に基づき、博士（文学）の学位を授与される十分な資格を有するものと認めるものである。

2016(平成 28)年 6 月 28 日

主 査：中川 修
副 査：平林 章仁
副 査：藤丸 要